第六十七条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
法第百八条第三項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
第六十三条各号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十三条各号
第六十七条第二項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
第六十三条	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十三条
第六十八条	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書
法第百八条第二項ただし書	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第七十一条
第七十一条	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第四項
法第百八条第四項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書
同条第二項ただし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
第六十九条	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項
法第百八条第五項	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十四条各号
第七十条	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第四項
法第百八条第六項	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十六条各号
第七十一条第二項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第四項
第六十四条各号	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
第六十六条各号	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第八項
法第百八条第四項	
同条第五項	
法第百八条第八項	
第七十二条（見出しを含む。）	